

## 記載例 免許申請の場合

無線局免許（再免許）申請書

提出先の総合通信局長等を記入

信越総合通信局長 殿（注1）

提出日を記入

元号〇〇年〇〇月〇〇日

手数料は「免許申請手数料」を参照

収入印紙貼付欄

（注2）

- 電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。
- 無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。
- （注3）

記（注4）

### 1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [ ]
	〒（950-〇〇〇〇） 新潟市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇号
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ シンエツ タロウ
	信越 太郎

### 2 電波法第5条に規定する欠格事由（注6） 欠格事由は「欠格事由」を参照

開設しようとする無線局	無線局の種類（第2項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴（第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無



## 免許申請手数料について

### ① 特定船舶局 (MSS)

#### ア 空中線電力10W以下の場合

レジャー船等：¥7,100

漁船：¥4,600

#### イ 空中線電力10Wを超え50W以下の場合

レジャー船等：¥10,000

漁船：¥6,700 です。

### ② 無線航行移動局 (R0)

¥4,600 です。

③申請手数料は、国の収入印紙（郵便局又は法務局等で販売されているもの）となります。

④総合通信局で、収入印紙を消印しますので、絶対に「消印」「割印」をしないでください。

⑤免許状などを郵送希望される方は、返信用封筒（『住所氏名を記入し、必要な郵便切手』を貼付した）を申請書送付時に『同封』して下さい。

（備考）無線局免許状（A4サイズ）等を送る返信用封筒は、『定形封筒（長形3号）』、『定形外封筒（角形2号）』どちらでも結構ですが、定形の場合は「94円」、定形外の場合は「140円」の切手を貼付し、返信先を記載してください。

## 欠格事由について

・開設しようとする無線局—無線局の種類(第2号各号)

該当 にチェック

・相対的欠格事由—処分歴(第3項)

有 無 のいずれかにチェック